

和歌山県小児がん患者家族等宿泊費支援事業に関する Q&A

申請に際しては、和歌山県小児がん患者家族等宿泊費支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を併せてご確認ください。

【補助対象者】

1. 要綱第2（4）の「申請の対象となる入院期間につき、この補助金の対象となる経費に対し、他の制度の助成金等を受けていない者」とは、具体的にどのような者ですか。

（答）

- 患者の治療入院に付き添うために、宿泊施設を利用した場合に、当該宿泊施設の利用に係る経費に対し、他の制度において助成を受けていない者をいいます。
（他の制度の例：GRN小児がん交通費等補助金制度の宿泊費支援など）
- 申請する入院期間について、他の制度における同趣旨の助成を受けている場合は、本支援事業の対象外となります。

【補助対象経費】

2. 申請できる宿泊料について泊数の上限はありますか。

（答）

- 1年度につき、30泊分が上限になります。
- 例えば、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の宿泊については、30泊分まで申請可能であり、令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）についても、別途30泊分まで申請することができます。以降の年度についても、30泊分まで申請することができます。
- なお、申請の期限は、補助対象経費である宿泊料の支払日の属する年度の翌年度末までになりますのでご注意ください。（質問14参照）

3. 付き添いのために宿泊施設を利用した者が複数いる場合は、いずれもの宿泊料が対象となりますか。

(答)

- 対象のがん患者1人につき、1泊当たり1名分までしか対象となりません。
- 領収証書等の金額が複数名分まとめて記載されている場合は、1泊当たりの対象経費を該当人数で除して算定してください。

4. 付き添いのために賃貸物件や、ウィークリー物件などを借りた場合は、対象となりますか。

(答)

- 本事業は、宿泊料の支払いを対象としており、賃貸物件や、ウィークリー物件などを借りた場合の賃借料の支払いについては、対象となりません。

5. 宿泊料の支払いに際して、ポイントを利用しましたが、ポイントを含めた費用が対象となりますか。

(答)

- 本事業は、実支出額を対象としており、ポイント利用に係る分については、対象になりません。
- 利用したポイントを差し引いた実支出額を対象経費として算定してください。

6. 食事料については、対象となりますか。

(答)

- 室料と別に課される食事料については、対象外となります。
- 領収証書等で、食事料が明記されている場合は、当該費用を除いた額を対象経費として算定してください。

7. 要綱第3（2）の「患者家族滞在施設の宿泊」とは、どのようなものですか。

（答）

- 医療機関での治療に伴い患者又はその家族等の滞在が認められる施設をいいます。
（例：ドナルド・マクドナルド・ハウス、アフラックペアレンツハウス など）
- 当該施設は、患者やその家族の支援を目的に一般的な宿泊料と比べて廉価で設定されており、本事業の対象外となります。

【申請書類】

8. 要綱第5（1）の「小児がん患者等が、がん治療に伴い医療機関に入院していたことが分かる書類の写し」とはどのようなものですか。

（答）

- 医療機関が発行した、医療機関名、患者名、疾病名、治療内容及び入院期間（実績）の記載があるものです。
- 医療機関が発行する「入院証明書（任意様式のもの）」や、「入院診療計画書（※）」と「診療明細書」等で、医療機関名、患者名、疾病名、治療内容及び入院期間（実績）を確認できる場合は、その写しを提出してください。
- 該当する書類がない場合は、「和歌山県小児がん患者家族等宿泊費支援事業補助金入院証明書（別記第2号様式）」の作成を医療機関に依頼し、提出してください。

※「入院診療計画書」に記載された入院期間は、原則、予定期間であるため、別途、実績を確認できる書類の提出が必要になります。

9. 要綱第5（2）の「小児がん患者等が、医療機関に入院していた期間において18歳未満であることが確認できるもの」とはどのようなものですか。

（答）

- 住民票（住民票を提出する場合はマイナンバーの記載がないものに限る。）や、戸籍謄本等により、要件を確認できる書類を提出ください。

10. 要綱第5（3）の「小児がん患者等が、医療機関に入院していた期間において和歌山県内に住所を有していることが確認できるもの」とはどのようなものですか。

（答）

- 住民票（住民票を提出する場合はマイナンバーの記載がないものに限る。）や、住民票が異動している場合は住民票除票等により、要件を確認できる書類を提出してください。

11. 要綱第5（4）の「補助対象者が、小児がん患者等の3親等以内の親族であることが確認できるもの」とはどのようなものですか。

（答）

- 付き添いのために宿泊施設を利用した者が、小児がん患者等と同一世帯の場合は、世帯全員の住民票（住民票を提出する場合はマイナンバーの記載がないものに限る。）や、そうでない場合は戸籍謄本等により、要件を確認できる書類を提出してください。

12. 要綱第5（2）の「小児がん患者等が、医療機関に入院していた期間において18歳未満であることが確認できるもの」、要綱第5（3）の「小児がん患者等が、医療機関に入院していた期間において和歌山県内に住所を有していることが確認できるもの」及び要綱第5（4）の「補助対象者が、小児がん患者等の3親等以内の親族であることが確認できるもの」が、一つの書類で確認できる場合は、当該書類のみ提出すればいいですか。

（答）

- ご質問の全ての確認を、いずれも一つの書類（住民票（マイナンバーの記載がないものに限る。）等）で確認できる場合は、当該書類のみ提出してください。

13. 日によって、父、母、祖母が交代で付き添いのために宿泊施設を利用した場合、申請は、父、母、祖母がそれぞれ行うこととなりますか。

(答)

- 父、母、祖母がそれぞれ行うことも可能ですが、事務の簡素化の観点から、代表者（例：父）を決めて、その者が全員分（父、母、祖母分）の補助金をまとめて申請することは可能です。
- その場合、代表者以外の者（母・祖母）から、代表者（父）に対する委任状（別記第3号様式）を提出してください。
- なお、同日に複数のものが付き添いに際し宿泊施設を利用した場合は、1泊当たり1名分の宿泊料のみ本事業の対象となるのでご注意ください。（質問3参照）

【その他】

14. 申請の期限はありますか。

(答)

- 補助対象経費である宿泊料の支払日の属する年度の翌年度末までに申請してください。
- 例えば、令和7年12月25日に宿泊し、翌日（12月26日）に宿泊料を支払った場合、翌年度末である令和9年3月31日までに申請してください。
- 申請期限を過ぎた場合は、補助対象とならないため、ご注意ください。
- なお、申請対象となる泊数は、1年度につき30泊分までとなりますので、併せてご注意ください。（質問2参照）

15. いつの宿泊に関する費用から、本事業の対象になりますか。

(答)

- 本事業は、令和7年4月1日より開始しているため、令和7年4月1日以降の宿泊について、本事業の対象となります。